

富山県富山海区 区画漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第1号	入善漁業協同組合	富山県下新川郡入善町地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度57分31.1秒 東経137度29分17.4秒 イ 北緯36度57分24.8秒 東経137度29分23.8秒 ウ 北緯36度57分14.6秒 東経137度29分08.0秒 エ 北緯36度57分21.0秒 東経137度29分01.7秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第175-3号から第77号-2号の見透線を基準として339度03分2.111メートルの点 イ 同345度51分2.090メートルの点 ウ 同345度25分1.590メートルの点 エ 同336度32分1.617メートルの点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31まで	令和5年9月1日から令和10年8月31まで	団体	富山県下新川郡入善町飯野
区第2号	入善漁業協同組合	富山県下新川郡入善町地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度57分31.1秒 東経137度29分17.4秒 イ 北緯36度57分24.8秒 東経137度29分23.8秒 ウ 北緯36度57分14.6秒 東経137度29分08.0秒 エ 北緯36度57分21.0秒 東経137度29分01.7秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第175-3号から第77号-2号の見透線を基準として339度03分2.111メートルの点 イ 同345度51分2.090メートルの点 ウ 同345度25分1.590メートルの点 エ 同336度32分1.617メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31まで	令和5年9月1日から令和10年8月31まで	団体	富山県下新川郡入善町飯野
区第3号	魚津漁業協同組合	富山県魚津市地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結ぶ8直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度50分57.7秒 東経137度24分39.6秒 イ 北緯36度50分57.6秒 東経137度24分40.7秒 ウ 北緯36度50分54.3秒 東経137度24分40.0秒 エ 北緯36度50分51.0秒 東経137度24分38.8秒 オ 北緯36度50分44.4秒 東経137度24分32.8秒 カ 北緯36度50分45.3秒 東経137度24分31.3秒 キ 北緯36度50分51.5秒 東経137度24分37.7秒 ク 北緯36度50分54.5秒 東経137度24分38.9秒	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結ぶ8直線によって囲まれた区域 ア 測量標第22-2号から第146号の見透線を基準として137度37分118メートルの点 イ 同150度01分110メートルの点 ウ 同83度49分29メートルの点 エ 同6度28分111メートルの点 オ 同10度29分361メートルの点 カ 同17度35分361メートルの点 キ 同23度32分114メートルの点 ク 同79度15分55メートルの点	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31まで	令和5年9月1日から令和10年8月31まで	団体	富山県黒部市石田(二級河川黒瀬川以東を除く。)、富山県魚津市経田西町、経田中町、東町、岡経田、仏田及び北中
区第4号	魚津漁業協同組合	富山県魚津市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度51分10.7秒 東経137度23分59.7秒 イ 北緯36度50分59.5秒 東経137度24分24.7秒 ウ 北緯36度50分51.5秒 東経137度23分18.5秒 エ 北緯36度50分55.3秒 東経137度23分52.0秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第147号から第145号の見透線を基準として315度55分1.223メートルの点 イ 同347度05分731メートルの点 ウ 同330度35分497メートルの点 エ 同292度07分980メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31まで	令和5年9月1日から令和10年8月31まで	団体	富山県魚津市(経田西町、経田中町、東町、岡経田、岡経田西町、仏田、青島、北中、北鬼江、本新及び村木を除く。)
区第5号	魚津漁業協同組合	富山県魚津市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度50分05.6秒 東経137度23分47.2秒 イ 北緯36度50分04.9秒 東経137度23分49.9秒 ウ 北緯36度50分01.3秒 東経137度23分47.9秒 エ 北緯36度50分02.8秒 東経137度23分44.6秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第149-2号から第150-2号の見透線を基準として74度30分226メートルの点 イ 同57度53分165メートルの点 ウ 同41度23分246メートルの点 エ 同57度34分302メートルの点	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31まで	令和5年9月1日から令和10年8月31まで	団体	富山県魚津市(経田西町、経田中町、東町、岡経田、岡経田西町、仏田、青島、北中、北鬼江、本新及び村木を除く。)
区第6号	魚津漁業協同組合	富山県魚津市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度48分49.3秒 東経137度23分31.3秒 イ 北緯36度48分48.1秒 東経137度23分35.1秒 ウ 北緯36度48分45.1秒 東経137度23分33.8秒 エ 北緯36度48分46.1秒 東経137度23分30.0秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第153号から第272号の見透線を基準として142度20分582メートルの点 イ 同152度17分573メートルの点 ウ 同152度18分470メートルの点 エ 同140度15分481メートルの点	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31まで	令和5年9月1日から令和10年8月31まで	団体	富山県魚津市(経田西町、経田中町、東町、岡経田、岡経田西町、仏田、青島、北中、北鬼江、本新及び村木を除く。)
区第7号	魚津漁業協同組合	富山県魚津市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度50分51.4秒 東経137度23分53.3秒 イ 北緯36度50分38.1秒 東経137度24分11.5秒 ウ 北緯36度50分34.4秒 東経137度24分09.9秒 エ 北緯36度50分41.7秒 東経137度23分47.7秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第147号から第145号の見透線を基準として287度23分886メートルの点 イ 同267度54分300メートルの点 ウ 同247度00分334メートルの点 エ 同266度03分899メートルの点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月15日から翌年4月10日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31まで	団体	富山県魚津市(経田西町、経田中町、東町、岡経田、岡経田西町、仏田、青島、北中、北鬼江、本新及び村木を除く。)
区第8号	新湊漁業協同組合	富山県射水市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度46分31.5秒 東経137度08分15.9秒 イ 北緯36度46分29.3秒 東経137度08分23.5秒 ウ 北緯36度46分23.2秒 東経137度08分20.7秒 エ 北緯36度46分25.5秒 東経137度08分13.1秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第64-3号から第14-2号の見透線を基準として317度29分96メートルの点 イ 同332度07分291メートルの点 ウ 同8度45分333メートルの点 エ 同40度43分187メートルの点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31まで	令和5年9月1日から令和10年8月31まで	団体	富山県射水市海老江

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第9号	新湊漁業協同組合	富山県射水市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度46分42.3秒 東経137度08分04.4秒 イ 北緯36度46分40.0秒 東経137度08分12.0秒 ウ 北緯36度46分33.9秒 東経137度08分09.2秒 エ 北緯36度46分36.2秒 東経137度08分01.6秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第64-3号から第214号の見透線を基準として29度32分384メートルの点 イ 同58度39分264メートルの点 ウ 同15度37分105メートルの点 エ 同358度33分298メートルの点	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31まで	令和5年9月1日から令和10年8月31まで	団体	富山県射水市堀岡	
区第10号	新湊漁業協同組合	富山県射水市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度46分47.6秒 東経137度07分12.9秒 イ 北緯36度46分45.5秒 東経137度07分11.8秒 ウ 北緯36度46分44.8秒 東経137度07分14.5秒 エ 北緯36度46分46.9秒 東経137度07分15.6秒		第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31まで	令和5年9月1日から令和10年8月31まで	団体	富山県射水市堀岡	
区第11号	新湊漁業協同組合	富山県射水市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度47分07.6秒 東経137度06分33.3秒 イ 北緯36度47分05.9秒 東経137度06分41.0秒 ウ 北緯36度46分59.6秒 東経137度06分38.8秒 エ 北緯36度47分01.4秒 東経137度06分31.1秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第214号から第262号の見透線を基準として7度22分877メートルの点 イ 同5度59分678メートルの点 ウ 同350度06分726メートルの点 エ 同354度47分915メートルの点	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31まで	令和5年9月1日から令和10年8月31まで	団体	富山県射水市八幡町一丁目	
区第12号	新湊漁業協同組合	富山県射水市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度47分48.0秒 東経137度05分59.7秒 イ 北緯36度47分44.8秒 東経137度06分08.9秒 ウ 北緯36度47分32.9秒 東経137度06分02.4秒 エ 北緯36度47分36.2秒 東経137度05分53.2秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第262号から第223号の見透線を基準として7度24分1309メートルの点 イ 同87度01分1220メートルの点 ウ 同79度45分841メートルの点 エ 同65度55分966メートルの点	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31まで	令和5年9月1日から令和10年8月31まで	団体	富山県射水市八幡町一丁目	
区第13号	新湊漁業協同組合	富山県射水市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度47分51.3秒 東経137度05分50.4秒 イ 北緯36度47分48.0秒 東経137度05分59.7秒 ウ 北緯36度47分36.2秒 東経137度05分53.2秒 エ 北緯36度47分39.4秒 東経137度05分44.0秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第262号から第223号の見透線を基準として6度72分1436メートルの点 イ 同76度24分1309メートルの点 ウ 同65度55分966メートルの点 エ 同55度42分1,132メートルの点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31まで	令和5年9月1日から令和10年8月31まで	団体	富山県射水市八幡町一丁目	
区第14号	新湊漁業協同組合	富山県射水市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度47分39.4秒 東経137度05分44.0秒 イ 北緯36度47分32.9秒 東経137度06分02.4秒 ウ 北緯36度47分29.9秒 東経137度06分00.8秒 エ 北緯36度47分36.4秒 東経137度05分42.4秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第262号から第223号の見透線を基準として5度42分1,132メートルの点 イ 同79度45分841メートルの点 ウ 同76度48分750メートルの点 エ 同51度47分1,066メートルの点	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	9月1日から翌年6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31まで	団体	富山県射水市八幡町一丁目	
区第15号	新湊漁業協同組合	富山県射水市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度47分24.6秒 東経137度04分50.7秒 イ 北緯36度47分20.7秒 東経137度04分59.6秒 ウ 北緯36度47分17.9秒 東経137度04分57.7秒 エ 北緯36度47分21.7秒 東経137度04分48.8秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第224号から第223号の見透線を基準として27度43分136メートルの点 イ 同334度41分294メートルの点 ウ 同354度25分263メートルの点 エ 同288度42分38メートルの点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31まで	令和5年9月1日から令和10年8月31まで	団体	富山県射水市八幡町一丁目	
区第16号	新湊漁業協同組合	富山県高岡市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度48分39.4秒 東経137度03分15.2秒 イ 北緯36度48分37.5秒 東経137度03分18.5秒 ウ 北緯36度48分36.2秒 東経137度03分17.3秒 エ 北緯36度48分38.1秒 東経137度03分14.0秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第271号から第229号の見透線を基準として323度15分531メートルの点 イ 同330度04分605メートルの点 ウ 同333度57分575メートルの点 エ 同327度16分496メートルの点	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	9月1日から翌年6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31まで	団体	富山県高岡市伏木国分二丁目	
区第17号	新湊漁業協同組合	富山県高岡市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度48分42.2秒 東経137度03分03.5秒 イ 北緯36度48分38.5秒 東経137度03分10.1秒 ウ 北緯36度48分33.1秒 東経137度03分05.5秒 エ 北緯36度48分36.9秒 東経137度02分58.8秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第271号から第229号の見透線を基準として295度25分297メートルの点 イ 同323度59分402メートルの点 ウ 同352度28分295メートルの点 エ 同323度32分119メートルの点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31まで	令和5年9月1日から令和10年8月31まで	団体	富山県高岡市伏木国分二丁目	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
区第18号	水見漁業協同組合	富山県高岡市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度49分09.4秒 東経137度03分01.4秒 イ 北緯36度49分03.2秒 東経137度02分55.1秒 ウ 北緯36度49分08.3秒 東経137度02分47.3秒 エ 北緯36度49分14.6秒 東経137度02分53.7秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 测量標第200号から第229号の見透線を基準として260度01分836メートルの点 イ 同253度33分602メートルの点 ウ 同235度08分732メートルの点 エ 同245度14分935メートルの点	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	富山県高岡市太田及び渋谷	
区第19号	水見漁業協同組合	富山県水見市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度53分08.6秒 東経137度00分30.4秒 イ 北緯36度53分09.0秒 東経137度00分29.6秒 ウ 北緯36度53分11.5秒 東経137度00分31.7秒 エ 北緯36度53分10.8秒 東経137度00分33.4秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 测量標第247-2号から第245-2号の見透線を基準として324度43分1.055メートルの点 イ 同325度53分1.043メートルの点 ウ 同323度12分064メートルの点 エ 同320度42分984メートルの点	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	富山県水見市敷田	
区第20号	水見漁業協同組合	富山県水見市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度54分59.6秒 東経137度01分44.4秒 イ 北緯36度55分01.4秒 東経137度01分41.1秒 ウ 北緯36度55分06.9秒 東経137度01分45.3秒 エ 北緯36度55分05.1秒 東経137度01分48.8秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 测量標第253-2号から第21-2号の見透線を基準として344度53分564メートルの点 イ 同354度54分538メートルの点 ウ 同350度18分341メートルの点 エ 同334度56分376メートルの点	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	富山県水見市宇波、脇方、小境及び大境	
区第21号	水見漁業協同組合	富山県水見市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度55分59.6秒 東経137度01分57.1秒 イ 北緯36度55分00.9秒 東経137度01分54.8秒 ウ 北緯36度55分04.0秒 東経137度01分57.9秒 エ 北緯36度55分02.5秒 東経137度02分00.1秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 测量標第253-2号から第21-2号の見透線を基準として312度51分575メートルの点 イ 同317度26分519メートルの点 ウ 同305度15分455メートルの点 エ 同301度57分450メートルの点	第一種区画漁業	魚類小割り式養殖業	1月1日から12月31まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	富山県水見市宇波、脇方、小境及び大境	
区第22号	水見漁業協同組合	富山県水見市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度56分09.4秒 東経137度02分55.1秒 イ 北緯36度56分27.5秒 東経137度02分23.9秒 ウ 北緯36度56分51.1秒 東経137度02分49.5秒 エ 北緯36度56分40.2秒 東経137度03分09.1秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 测量標第258号から第260-2号の見透線を基準として115度12分1.753メートルの点 イ 同142度34分1.082メートルの点 ウ 同81度18分607メートルの点 エ 同81度18分1.200メートルの点	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	富山県水見市姿、中田、中波及び脇	
区第23号	水見漁業協同組合	富山県水見市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度57分18.2秒 東経137度03分10.1秒 イ 北緯36度57分21.3秒 東経137度03分04.7秒 ウ 北緯36度57分28.3秒 東経137度03分11.5秒 エ 北緯36度57分25.1秒 東経137度03分17.3秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 测量標第260-2号から第258号の見透線を基準として299度28分455メートルの点 イ 同316度38分340メートルの点 ウ 同262度38分209メートルの点 エ 同262度00分384メートルの点	第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	富山県水見市姿、中田、中波及び脇	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第24号	朝日町漁業協同組合	富山県下新川郡朝日町地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度59分01.8秒 東経137度36分22.2秒 イ 北緯36度58分51.6秒 東経137度36分24.6秒 ウ 北緯36度58分49.8秒 東経137度36分16.2秒 エ 北緯36度59分00.0秒 東経137度36分15.0秒		第一種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和7年11月18日から 令和10年8月31日まで	団体	富山県下新川郡朝日町境	
区第25号	魚津漁業協同組合	富山県魚津市地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結ぶ8直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度50分57.7秒 東経137度24分39.6秒 イ 北緯36度50分57.6秒 東経137度24分40.7秒 ウ 北緯36度50分54.3秒 東経137度24分40.0秒 エ 北緯36度50分51.0秒 東経137度24分38.8秒 オ 北緯36度50分44.4秒 東経137度24分32.8秒 カ 北緯36度50分45.3秒 東経137度24分31.3秒 キ 北緯36度50分51.5秒 東経137度24分37.7秒 ク 北緯36度50分54.5秒 東経137度24分38.9秒	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結ぶ8直線によって囲まれた区域 ア 測量標第22-2号から第146号の見透線を基準として137度37分118メートルの点 イ 同150度07分110メートルの点 ウ 同83度49分29メートルの点 エ 同6度28分111メートルの点 オ 同10度29分361メートルの点 カ 同17度35分361メートルの点 キ 同23度32分114メートルの点 ク 同79度15分55メートルの点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和7年11月18日から 令和10年8月31日まで	団体	富山県黒部市石田(二級河川黒瀬川以東を除く。)、富山県魚津市経田西町、経田中町、東町、岡経田、仏田及び北中	
区第26号	魚津漁業協同組合	富山県魚津市地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯36度50分05.6秒 東経137度23分47.2秒 イ 北緯36度50分04.1秒 東経137度23分49.9秒 ウ 北緯36度50分01.3秒 東経137度23分47.9秒 エ 北緯36度50分02.8秒 東経137度23分44.6秒	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ぶ4直線によって囲まれた区域 ア 測量標第149-2号から第150-2号の見透線を基準として74度30分226メートルの点 イ 同57度53分166メートルの点 ウ 同41度23分246メートルの点 エ 同57度34分302メートルの点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和7年11月18日から 令和10年8月31日まで	団体	富山県魚津市(経田西町、経田中町、東町、岡経田、岡経田西町、仏田、青島、北中、北鬼江、本新及び村木を除く。)	